

翟疆をめぐる断章（上）

——『吐魯番出土文書』割記⁽¹²⁾——

關尾史郎

はじめに

- 1 アスターナ62号墓
- 2 翟疆文書群
- 3 翟疆文書群の性格

はじめに

本稿でこれから取り上げる翟疆とは、5世紀のトゥルファン盆地に生きたひとりの男性であるが、もちろん「正史」をはじめとする典籍にその名を残してはいない。彼の名はわずかに、アスターナ62号墓（66TAM62。以下、「本墓」と略記）から出土した5世紀前半の文書に記されているにすぎない。にもかかわらず、これら文書のいくつかは、形式と内容の両面において検討にあたいするものだったため、「五胡」時代のトゥルファン文書研究では、比較的知名度が高い人物ではある。こうして約1600年を経てその存在が偶然知られることになった翟疆だが、彼に関わる文書群の全容について、私たちは詳細を承知しているわけでは必ずしもない。そこで本稿では、胡如雷【胡1978（沙・孔（編）1984）】や祝総斌【祝1983】などをはじめとする先行研究や実見した結果などをふまえながら、翟疆に関わる文書群について、その全容を確定するとともに、その成果の上に、翟疆その人についても可能なかぎり明らかにしてみたいと思う。

(1) アスターナ62号墓出土文書については、平成12～14年度科学研究費補助金（基盤研究(B)(1)）によるプロジェクト「トゥルファン出土文書および関連伴出資料の調査」（代表：荒川正晴大阪大学教授）の研究分担者として、2001年8月、ウルムチの新疆維吾爾自治区博物館で実見する機会があった。その折に得られた知見はすでに公表されており【荒川（編）2003】、本稿はこれに依拠している。また本稿は、平成15年度新潟大学プロジェクト推進経費（助成研究）による「大域的文化的システムの再構成に関する資料学的研究」（代表：關尾）の成果の一部でもある。

1. アスターナ62号墓

1966年、新疆維吾爾自治区博物館によって発掘調査が行われたアスターナ62号墓は、アスターナ地区の火焰山中学西側を南北に走る道路沿いに位置した竪穴洞室墓である。被葬者は女性で木棺に入れられていたようだが、唯一の葬納用文物とも言うべき「北涼縁禾五（四三六）年六月某人随葬衣物疏」（66TAM 62：5〈写・録〉【唐（主編）1992：47】⁽²⁾）は被葬者の姓名さえ記さないわずか5行しかない簡単なものなので、本墓の被葬者を特定する手がかりにはならない。通常なら墓葬の番号が連続しているのだから位置も隣接しているはずのアスターナ61号墓は、「発掘区平面図」によると大分離れた位置にあり【伊2000】、本墓に最も近いのはアスターナ60号墓、次いで同59号墓となる。⁽³⁾ いずれも竪穴洞室墓で、その形式から判断して築造年代も本墓と大きく離れることはなさそうである。このうち前者すなわち60号墓からは、陶碗、陶罐、木梳、および紙鞋などが出土しているが、文字資料は見当たらないようである。⁽⁴⁾ いっぽう女性を被葬者とする59号墓からは、木梳、絹製品（絲織品）、紙鞋以外に文書や随葬衣物疏などが出土しており【魯2000：222】、注目にあたいる。もっともここでも随葬衣物疏は被葬者の姓名を記さぬ5行足らずの簡単なもので、「北涼年次未詳（五世紀前期）某人随葬衣物疏」（66TAM59：2〈写・録〉【唐（主編）1992：12】）とでも命名するしかないただの副葬品リストである。北涼年間というのも、北涼神璽3（399）年5月から同玄始12（423）年2月に及ぶ同墓の伴出文書の紀年からの推定である。むしろ随葬衣物疏よりも、これら伴出文

(2) 【唐（主編）1992：47】は、「北涼縁禾五年随葬衣物疏」と定名するが、【王1997：112】は、「高昌縁禾五年随葬衣物疏」とし、【荒川（編）2003：85】もこれを支持する。436年時点ではすでに北涼のトゥルファンに対する支配権は失われており、かわって闐爽が自立していたというのがその根拠だが、闐爽自立の年代を確定することはできない。なおこの時点で闐爽は北涼に臣属していたものの、交通の途絶により縁禾から太縁への改元の情報が届いていなかったと考えることもまた可能であり、本稿ではしばらくその立場をとる。【關尾1985】も併照されたい。

(3) やはり墓葬の番号から判断して近接しているはずのアスターナ63号墓は、【伊2000】によると、61号墓以上に大きく離れた斜坡墓道洞室墓であり、対象外としてよい。

(4) ただし紙鞋の素材に新紙が用いられていたとは思えない。あるいは廃棄された文書に墨が塗布されて、釈読がほとんど不可能だったのであろうか。

書のほうが重要かもしれない。伴出文書の総数は35点にも上るが、うち14点は文書残片、1点は毛詩すなわち典籍なので、厳密に言えば定名ずみの文書は20点となる。そしてこのうち3点は翟定に関する文書で、うち1点はまちがいに⁽⁵⁾なく翟定の辞である。またこのほかにも翟洄に関する文書が1点だけ⁽⁶⁾がある。

ひるがえって本墓について見てみると、文書と随葬衣物疏は言うまでもなく、ほかにも陶碗、陶罐、五銖銭、および絹製品などが出土している【魯2000：222】。定名ずみの文書と文書残片とを問わず、本墓の伴出文書は66TAM62：6という整理番号からもわかるように、すべて紙鞋から拆出されたもの⁽⁷⁾なので、紙鞋が記録されていないのは誤りと思われる。これも含めた出土品の種類は、先の2基と比べると明らかに豊富だが、それには本墓が盗掘⁽⁸⁾にあっていないことも与っているのだろう。そして文書の点数は文書残片を除くと9点、うち7点⁽⁹⁾が翟疆に関わるものなのである。一覧を掲げておこう。

- A「北涼年次未詳（五世紀前期）翟疆辭爲征行逋亡事」（66TAM62：6/3(b)〈写・録〉【唐(主編)1992：48】。ただし左下小断片を除外)
- B「北涼年次未詳（五世紀前期）翟疆辭爲受賊事」（66TAM62：6/5〈写・録〉【同上：49】)

(5) 以下の3点である。

- ①「北涼玄始十二（四二三）年翟定辭爲雇人耕床事」（66TAM59：4/1(b)〈写・録〉【唐(主編)1992：16】)
- ②「北涼年次未詳（五世紀前期）翟定殘文書一」（66TAM59：4/4-4〈写・録〉【同上：16】)
- ③「北涼年次未詳（五世紀前期）翟定殘文書二」（66TAM59：4/4-6〈写・録〉【同上：17】)

なお翟定に関しては、カラホージャ88号墓から「建初二年九月功曹書佐左謙奏爲以散翟定□補西部平水事」（75TKM88：1(a)〈写・録〉【同上：86-87】）が出土している。【唐(主編)1992：87】は、その紀年を疑問符つきながら西涼の建初二年すなわち406年に比定しているが、これは庚午なる干支から判断して、【王1997：142】のように、490年に比定されるべきである。したがって本稿で言及する翟定とは別人物である可能性が高い。

- (6) ④「北涼年次未詳（五世紀前期）翟洄條込酒帳」（66TAM59：4/4-1(b)-1〈写・録〉【唐(主編)1992：19】)
- (7) 【唐(主編)1992】の写真を一見すれば明らかなように、その形状から判断して、少なくとも翟疆に関わる文書は、紙鞋の素材として再利用されたと考えられるが、実見した結果、文書残片も含めたそれ以外の文書も紙鞋から拆出されたことがほぼ明らかになった。詳細については、【荒川(編)2003：85-90】を参照されたい。

C「北涼年次未詳（五世紀前期）翟彊殘啓」（66TAM62：6/3(a)〈写・録〉
【同上：49】。ただし右下小断片を除外）

(8) 文書残片は全部で14点に上る。【王1998：150】を参照して一覧を示しておく。

⑤66TAM62：6/8⇒Eの一部

⑥66TAM62：6/6 (b) ⇒J

⑦66TAM62：6/11-1 (〈写)【唐(主編)1992：54】

⑧66TAM62：6/11-2 (〈写)【同上：54】)

⑨66TAM62：6/11-3 (〈写)【同上：54】〈録)【王1998：150】・【荒川(編)2003：88】)

⑩66TAM62：6/11-4 (〈写)【唐(主編)1992：54】〈録)【荒川(編)2003：88】)

⑪66TAM62：6/11-5 (〈写)【唐(主編)1992：54】〈録)【王1998：150】・【荒川(編)2003：89】)

⑫66TAM62：6/11-6 (〈写)【唐(主編)1992：54】〈録)【荒川(編)2003：89】)

⑬66TAM62：6/11-7 (〈写)【唐(主編)1992：54】〈録)【王1998：150】・【荒川(編)2003：89】)

⑭66TAM62：6/11-8 (〈写)【唐(主編)1992：54】)

⑮66TAM62：6/11-9 (〈写)【同上：54】〈録)【王1998：150】・【荒川(編)2003：89】)

⑯66TAM62：6/11-10 (〈写)【唐(主編)1992：54】)

⑰66TAM62：6/11-11 (〈写)【同上：54】〈録)【王1998：150】・【荒川(編)2003：89】)

⑱66TAM62：6/10⇒Gの一部

このうち、最後の⑱は、文字が書写されていないと判断されたためか、【唐(主編)1992】には収録されていないが、実見の結果、釈読不能ながら2字が確認でき、さらにGと接続することが明らかになった。同じように、実見の結果、⑤もEの上部に接続することが判明した。また⑥は名籍とされたHの別面なので、Jとして本文にその釈文を掲げた。このほか⑰も、以下のように釈読できる。

⑰66TAM62：6/11-11

[前 缺]

去□

故到

□□

人偶

到秋

□□

[後 缺]

【王1998：150】は、墨色、書法（書体と書風を包含した概念であろうか）、および内容などが、本文に掲げた翟彊の辞D、E、およびFの3点に類似しているとする。このほか、⑨と⑬、⑪と⑮なども同一の文書を構成していた可能性が高いが（いずれも名籍でないことは確実である）、断定は困難である。

D「北涼年次未詳（五世紀前期）翟彊辭爲負麥被拙牛事」（66TAM62：6/2〈写・録〉【同上：50】）

E「北涼年次未詳（五世紀前期）翟彊辭爲共治葡萄園事一」（66TAM62：6/4、6/8〈写・録〉【同上：51, 54】・【王1998：150】）

F「北涼年次未詳（五世紀前期）翟彊辭爲共治葡萄園事二」（66TAM62：6/1〈写・録〉【唐（主編）1992：52】）

G「北涼年次未詳（五世紀前期）翟彊殘辭」（66TAM62：6/7, 6/10〈写・録〉【同上：53】）

これら7点のうちFだけは翟彊の名が確認できないが、書体と内容の両面でEと共通点が多いこと、Eに見えている某績がここにも見えていることなどから、これも翟彊に関わるものと考えて大過ないだろう。もちろん7点全てが、翟彊を主体とする上行文書であるのか（形式的にせよ、翟彊が文書の発信者であるのか）、なお検討の余地が残されているが、この問題については後論にゆずるとして、ここでは、本墓から翟彊に関わる文書が集中的に出土していること、そしてそれがいずれも紙鞋の素材として再利用されて

(9) このうちEとGについては、註(7)を参照。またAとCについては、下部の小断片は本来別の文書の一部だったと考えられる。詳細については、【荒川（編）2003：86】を参照されたい。そこにもあるように、旧ラベルにはこの小断片とBとの関連を示唆するような表記がある。たしかに小断片の一面にはBと同じく「賂物」の2字があり、関連がありそうだが、Bの別面には文字が認められないので、同一の文書だったという可能性は否定されよう。ここには、この小断片だけを移録しておく。

①966TAM62：6/3(a)小断片（〈写・録〉【唐（主編）1992：49】）

[前 缺]

兵賂物

見在可校

[後 缺]

②966TAM62：6/3(b)小断片（〈写・録〉【唐（主編）1992：48】）

[前 缺]

檢校

[後 缺]

(10) Eは紙鞋の材料に転用される際に別面に墨が塗布されたため、釈読に不自由があるが、Fとともに、行書の傾向が認められる。Fではとくに、「為」字や「有」字などにその傾向が顕著である。

いたこと、この2点が確認できればよい。

本墓から翟疆に関わる多くの文書が出土していること、またアスターナ59号墓からは翟定や翟洄に関わる文書が複数出土していること、これらの事実は、近接している両墓が中間に位置しているアスターナ60号墓も含めて、翟氏一族の墓群を構成していた可能性の存在を示唆しよう。残念ながらこの墓群を圍繞するような塋の存在は確認されていないが、そのことはこのような可能性を低めるものではない。もちろん被葬者は女性のようなので、翟定・翟洄も翟疆も被葬者自身ではありえないが、その近親者であったと考えれば問題はないだろう。もっともこれらの文書が翟定や翟疆を主体とする上行文書であったにせよ、その作成まで含めて翟定や翟疆が自身で行ったのか否か、なお検討の余地が残されているので、ここでの指摘は残念ながら、なお推測の域にとどまらざるをえない。

ところで翟氏と言えば、この墓群とは大分離れているが、「北涼縁禾六(四三七)年正月翟万随葬衣物疏」(63TAM2:1〈写・録〉【唐(主編)1992:85】)が出土したアスターナ2号墓も翟氏一族墓で、しかも同時代に属する。同じ翟氏でありながら、墓葬の所在が離れている事実をどう説明したらよいのか⁽¹⁾、という課題もなお残るが、むしろ5世紀前半のトゥルファンにおける翟氏の広汎な存在を示しているとも考えよう。

トゥルファン盆地にはやがて、「高昌年次未詳(七世紀前期?)内藏奏得稱價錢帳(第一断片)」(73TAM514:2/1〈写・録〉【唐(主編)1992:450】)に見えている翟陔頭や翟薩畔⁽²⁾などのように、交易活動に従事する非漢族出身の翟氏も出現するようになるが、五世紀前期のトゥルファン文書に見える翟氏は、本稿で言及する3名にしても、「北涼縁禾五(四三六)年六月翟阿富券草」(75TKM91:16(b)〈写・録〉【同上:66】)の翟阿富にしても、漢族と考えて支障はない。『元和姓纂』巻10陌条によれば翟氏には、前漢時代の

(1) 調査資料が散逸してしまったためか、【伊2000】にはアスターナ2号墓の位置が明記されていないので、正確な位置関係は不明であり、墓葬の番号からの推測である。

(2) これらの族属について、【姜1994:176-177】は高車としている。「五胡」時代、丁零の姓として翟氏が頻出することは、【姚1958】や【陳1993】が説くとおりで、丁零の後身とされる高車と判断したのであろう。しかし7世紀前期という時代を考慮すれば、鉄勒としたほうが、より正確ではあろう。

丞相翟方進（汝南・上蔡、『漢書』卷84本伝）をはじめ、東晉の翟湯（廬江・尋陽、『晉書』卷94隱逸伝）や隋の翟普林（梁郡・楚丘、『隋書』卷72孝義伝）などが散見されるが、いずれもその本貫は西北地域とは隔絶しており、漢族の翟氏がトゥルファン盆地にいつどのようにして移動かつ定着したのかは、残念ながら詳らかにはしえない。

2. 翟疆文書群

ここでは、あらためて翟疆に関わる文書、すなわち前節に掲げたA～Gの7点の文書について、実見した結果にもとづいてその釈文を掲げる。また行論の都合上、一見したかぎりでは翟疆とは関わりがなさそうな他の2点の文書についてもH、Iとしてあわせて掲げておきたい。加えて、【唐（主編）1992：54】が「文書残片」とし、【王1998：150】が「某辞残片」としたHの別面もJとして最後に掲げておく。⁽¹³⁾

A「北涼年次未詳（五世紀前期）翟疆辭爲征行逋亡事」（66TAM62：6/3（b）
〈写・録〉【唐（主編）1992：48】）

_____ □翟疆_____

當

_____ □廿□征行、其□_____

□受魯得等五人□□

_____ □令、逋不往、還即白逋。□□

□往

_____ □竟、受令狐國□□□_____

_____ 引疆○云共疆知受□□

_____ 乞賜教、付曹召款并枉□

_____ □不受枉。謹辞。

B「北涼年次未詳（五世紀前期）翟疆辭爲受賕事」（66TAM62：6/5〈写・録〉【同上：49】）

(13) なお【唐（主編）1992】が釈読している箇所の中には、実見しても釈読できなかった箇所もあった。その場合は実見した結果を尊重した。

[前 缺]

_____ □ □ _____

_____ □ □ 受兵魯得 _____

□ 令狐國・王朴子等五人賂物、放住殘 _____

疆

□ □ 逋即上辭、蒙教付曹檢校。款贖 _____

□ _____ 亡還

□ ○ 恤。疆白；子等九人、逋不從征、各 _____

款用 □ 塞昧罪。 ○

□ 鞭二百。韓 □ 一人款、勅疆省冀表逋 ○ _____

白

□ 塞昧罪。疆即以諾書付曹、攝兵行 □ _____

[後 缺]

C 「北涼年次未詳（五世紀前期）翟疆殘啓」（66TAM62：6/3(a)〈写・録〉

【同上：49】）

[前 缺]

□ 為款見言云；疆共款 □ _____

不見申理。聞疆在獄、逋 □ _____

並

疆 □ 利、橫見搏引、曹 □ _____

□ □ 賜教付曹、明為 _____

□ □ 啓。

D 「北涼年次未詳（五世紀前期）翟疆辭為負麥被拙牛事」（66TAM62：6/2

〈写・録〉【同上：50】）

[前 缺]

_____ □ □ □

□ 春從人 □ □ □ 奴、々佛流 □

□ 二斛、夏 _____ 償麥三斛、

□ 夏麥 □ □ □ □ 惡、已償

麥一斛五斗、殘負麥一斛五斗、比

尔當方宜索償。疆是貧

、外牛一頭載致。流押牛

去、經四日。願賜教付書、

流以牛見還。比尔當舉使

償流。謹辭以聞。

E「北涼年次未詳（五世紀前期）翟疆辭爲共治葡萄園事一」（66TAM62：6/4、6/8〈写·録〉【同上：51,54】·【王1998：150】）

[前 缺]

_____ _____

_____ 秋當与 _____

殘少多、用了外責 _____

今年風虫、蒲陶三分枯花。

疆家理貧窮、每調陪

与續辭索、訴詣曹久、續投了

作高

多与共各解。續身知剪

所牧無穫曹符下、累次下積

共

寔不來欲行被刺。疆續有要

大人界要從大例。惟有殘少

_____ 東垂麥際、為賊所

_____ 保察督

_____ 分處。謹辭。

F「北涼年次未詳（五世紀前期）翟疆辭爲共治葡萄園事二」（66TAM62：6/1〈写·録〉【唐（主編）1992：52】）

[前 缺]

_____ _____

乏、外有責負。 _____

續蒲陶六畝、与共分治。 _____

為埋。去春為出責棵 _____

糞十車秋當 _____

望殘少多用俟

結要。若□賊要□

貧民不□□年多□

一枯花□□々有□

為分處□□水火□

教付曹。□

辭。

G「北涼年次未詳（五世紀前期）翟彊殘辭」（66TAM62：6/7,6/10〈写・録〉
【同上：53】）

□翟彊辭。□

□□續□詣□

□□□

□□□

〔後 缺〕

H「北涼年次未詳（五世紀前期）韓暖等名籍」（66TAM62：6/6(a)〈写・録〉
【同上：53】）

〔前 缺〕

□□、韓暖、令狐國、趙□

□□、闕媚興、張酉、嚴□

〔後 缺〕

I「北涼年次未詳（五世紀前期）闕媚興等名籍」（66TAM62：6/9〈写・録〉
【同上：53】）

〔前 缺〕

□□人。

□相明、張□

□嚴、闕媚興、□

〔後 缺〕

J「北涼年次未詳（五世紀前期）某人殘辭」（66TAM62：6/6(b)〈写・録〉【同
上：54】・【王1998：150】）

〔前 缺〕

□□□□

□□不留辞達煩□

□縁由謹辞。

このうちHとIは、翟彊の名が見えないだけではなく、姓名が列挙されたその形式から名籍として判断され、また処理されてきた。しかしHには、AやBにその名の見えている令狐國が出てくる。彼については、とくにBでは「令狐國・王朴子等五人」とか「(王朴)子等九人」というふうに、5名ないしは9名の関係者のなかのひとりとして登場しており、Hに記された彼以外の姓名がこれらの関係者であるとも考えることもできるし、Bのべつの箇所に見えている韓某なる人物がHの冒頭に出ている韓暖である可能性もある。いずれにせよHは内容的にAやBと深く関わる文書であると判断できるのである。くわえてその別面Jは明らかに辞文書であって、A、B、およびD~Gと基本的な形式を同じくするものである。本墓から出土した文書の状況を考えれば、この辞だけが翟彊とは関わりをもたないということは考えにくい。Hも偶然遺存したのが名籍部分であって、文書全体としては辞や啓といった上行文書だった可能性も否定することはできないだろう⁽¹⁴⁾。

またIだが、Hに見えている鬪媚興の名がここにもあり、さらに張某がHの張西、嚴がやはりHの嚴と同一人であるとすれば、やはりHときわめて近い文書ということになる。残存第1行の形態から判断して、辞や啓のような文書とは考えがたいが、Hと関わりながら用いられたということは大いにありうるところである。

このように考えることができるとすれば、従来考えられてきたA~Gの7点だけではなく、少なくともこれにH~Jの3点を加えた計10点の文書を翟彊に関わる文書(以下、「翟彊文書群」として一括して検討の対象としなければならぬ)と見なすことができるだろう。

(14) HとJは1枚の紙片の両面だが、註(8)に掲げた⑱と⑳も同じように1枚の紙片の両面である。⑱の「賂物」や⑳の「檢校」などには、Bの文言を想起させるものがあり、Hには令狐國などBにもその名が見えている人物の名があることを合わせ考えると、H・Jと⑱・⑳が、同じ紙片に書写されていた可能性も考えられるが、紙鞋として裁断された形状や針穴は必ずしも一致せず、断定は困難である。ここでは可能性の指摘にとどめたい。

3. 翟疆文書群の性格

ここでは、翟疆文書群の性格について検討する。もっともこの問題については、すでに定名に示され、またたびたび言及してきたように、その多くは辞や啓などの上行文書という結論が出されている。したがってここでは、かかる定名を再確認すると同時に、その発信者がまちがいなく翟疆であるのか、この点についても確認しておく。

「五胡」時代の辞や啓については、祝総斌が論じており【祝1983】、私も啓の形式について私見を述べたことがある【西北文献会1999：左13-14】。それによれば、啓は以下のような形式を有する。

姓名（＝啓の発信者）＋「啓」：本文（名〈＝啓の発信者〉…「謹啓」）：
月日（＝啓の発信日）＋「上」

また、辞は以下のものである。

年月日（＝辞の発信日）＋姓名（＝辞の発信者）＋「辞」：本文（名〈＝辞の発信者〉…「謹辞」）

辞も啓も、発信者の姓名に官職や身分の呼称が冠せられることがあるし、本文冒頭の名が省略されることもある。また最後の「謹辞」や「謹啓」に続けてさらに「以聞」の2字が加わることもある。したがって上の形式はあくまでも基本形ということになる。また正文であれば、文末の余白に辞・啓の受信者となるべき太守の判語が書き入れられたはずで、1点だけだが、「北涼年次未詳（五世紀前期）因欠税見閉在獄啓」（79TAM382：5-3（b）〈写・録〉【柳1997：12, 395】）のように、大ぶりな字で判語が書かれた啓も実際に出土している。

以上のような基本形を念頭において、翟疆文書群をあらためて観察してみると、A、D、E、F、Jの5点は末尾の文字から、Gは冒頭の文字から、まちがいなく辞と判断できる。Cは同じ理由で啓であることが疑いない。HとIについては先述したとおりだが、問題はBである。前後が欠損しており、遺存部分に対して辞や啓の基本形をあてはめることはできない。ただし内容を見ていけば、BがAの辞の結果をふまえていることは明らかで、⁽¹⁶⁾ここでも同じ事案に対する対応が求められていると解釈できよう。とすれば、断定は困難なものの、とりあえずは辞と考えておくことは許されよう。

むしろ問題は、これら上行文書の発信者が、定名のとおりにほんとうにすべて

翟彊なのか、という点にあるのではないだろうか。なぜならば、先の基本形に照らして考えた場合、まちがいになく翟彊が発信者であると断定できるものは、G1点だけだからである。この問題については、以下のように考えておきたい。

上に掲げた辞や啓の形式にも関わるが、発信者自身が本文に登場する場合、本文の冒頭にあるなしに関係なく、最初から姓を省略した形で記される。1点だけ例示しておこう。

K「北涼縁禾五（四三六）年二月民杜犢辭」（79TAM382：6-2〈写・録〉【柳1997：8,391】）

縁禾五年二月四日、民杜犢辭；犢

有賞七十八斛、自為馬頭。宋相明

有賞十六斛在犢、馬著身即

自乘。去前十月内、胡賊去後、

明共犢私和義、著有賞、義身

□□取馬之際、困□

〔後 缺〕

ここでは辞の発信者である杜犢が、本文冒頭に早速その名犢だけで登場し、以後同じように犢だけで重ねて出てくる。もう一方の宋相明は、本文のなかで最初だけ姓名ともに記されるが、後は姓が省略されるばかりか、名も簡略化され、下の字である明だけで出てくる。Bの王朴子が次には子とだけ記されるのも同じ論理である。本文中に名だけで記されるのは、発信者に限ったことではなく、第三者も2度目以降は名（あるいはその一部）だけで出てくるので、こ

(15) その写真【柳1997：395】によれば、判語は行書体で、「聽倍輸」とある。これは啓本文の「聽於被輸□」に対応する文言である。なお「北涼縁禾六（四三七）年二月闕連興辭」（79TAM382：5-2〈写・録〉【柳1997：9,392】）では本文末尾の常套句である「謹辭」の後方に「諛」字が、また「北涼？縁禾十（四四一）年三月校曹書佐隗達殘辭」（79TAM382：6-1(b)〈写・録〉【同上：11,394】）では、同じ箇所に「璋」字が、いずれもそれぞれの本文と同じ書風で大書されている。このうち後者は、アスターナ382号墓の伴出文書から当時功曹史の地位にあった某璋のことと思われる。また前者も、アスターナ91号墓から出土した諸文書に校曹主簿として出てくる某諛のことであろう。もとより両者は判語ではないが、その意味はあらためて問われるべきであり、本稿でも後述する予定である。

(16) 詳細は後述するが、Bの第3行にある「辞」はAをさしており、翟彊による説明が続いている。

れは確実な根拠にはなりにくい、例えばBでは、魯得、令狐國、王朴子、および韓某などはいずれも本文中に姓が併記されているので、発信者ではない。名だけ記された翟疆が遺存部分では発信者である可能性を唯一もっているということになろう。Dでも、翟疆と佛流(17)のふたりの名があるが、やはりBと同じ理由で、翟疆が発信者ということになる。けれどもこれ以外は判断がむつかしい。

例えばAだが、Bと同じく、魯得や令狐國が姓名で出てくるが、同じように翟疆も姓名で現存第1行にある。すなわち一見翟疆以外の姓名不詳者が発信者であるかのごとくである。しかし第1行上部の「得」字は釈読不能である。⁽¹⁸⁾むしろこの部分に年月日があったと考えれば、現存第1行は本来の第1行でもあって、年月日に続けて辞の発信者として翟疆の名が書写されていたと考えることもできるだろう。このようにAは、なお推測の域を出ていないのだが、C、E、およびFの3点になると、ほとんど判断材料を欠いている。Cは、遺存部分に見えている名は翟疆の「疆」だけで、発信者とも第三者ともつかない。Eに見えている名も、翟疆の「疆」と某績(積)の「績」だけ、Fに至っては、「績」だけという状況である。あえて言えば、Eでは「疆家理貧窮」というように、翟疆側の事情をより詳しく伝えており、Eとほとんど同じ内容と思われるFでも、この文言に対応するような「□乏、外有責負」という文言が確認されるので、少なくとも某績よりは翟疆が発信者である可能性が高いと言える程度である。

現時点で可能な指摘や推測は以上である。したがって翟疆がすべての上行文書で発信者であったと断定することは困難なのであって、このことは内容の分析を俟って再論したいと思う。

(待続)

(17) もっともこの場合、佛流については「奴」とあり、奴婢が上行文書の発信者となることは考えがたいので、この点からも翟疆ということになろう。佛流は名で、最初から姓を欠くが、2度目以降はさらに簡略化され流1字になっている。

(18) 現存第1行の「得」を魯得の名と考えることもできようが(あるいはそのような予見によって釈読されたのかもしれない)、その場合、第3行の右に挿入された魯得の姓は省略されるはずであるから、これは成り立ちがたい。

【参考文献一覧】

[日文・五十音順]

荒川正晴

- 2003 (編)『トゥルファン出土文書および関連伴出資料の調査』平成12～14年度科学研究費補助金(基盤研究(B)(1))研究成果報告書、豊中：大阪大学大学院文学研究科。

西北出土文献を読む会(西北文献会)

- 1999 「トゥルファン出土漢語文書校訂稿(1)―カラホージャ3号墓とその出土文書―」、『東アジア―歴史と文化―』第8号：左1-14。

關尾史郎

- 1985 「「縁禾」と「延和」のあいだ―『吐魯番出土文書』割記(5)―」、『紀尾井史学』第5号：1-11。

[中文・画数順]

王 素

- 1997 『吐魯番出土高昌文献編年』、台北：新文豐出版公司・補資治通鑑史料長編稿系列。

- 1998 「《吐魯番出土文書》[卷]附録殘片考釈」、中国文物研究所(編)『出土文献研究』第3輯：145-169、北京：文物出版社。

伊 力

- 2000 「吐魯番阿斯塔那古墓群發掘墓葬分布図」、『新疆文物』2000年第3・4期：折込

沙 知・孔祥星

- 1984 (編)『敦煌吐魯番文書研究』、蘭州：甘肅人民出版社。

姜伯勤

- 1994 『敦煌吐魯番文書与絲綢之路』、北京：文物出版社。

姚薇元

- 1958 『北朝胡姓考』、北京：科学出版社。

柳洪亮

- 1997 『新出吐魯番文書及其研究』、烏魯木齊：新疆人民出版社。

祝総斌

- 1983 「高昌官府文書雜考」、北京大学中国中古史研究中心(編)『敦煌吐魯番文献研究論集』第2輯：465-501、北京：北京大学出版社。

胡如雷

- 1978 「幾件新疆出土文書中反映的十六国時期租佃契約關係」、『文物』1978年第6期：22-25。

唐長孺

- 1992 (主編)『吐魯番出土文書』卷、北京：文物出版社。

陳連慶

1993 『中国古代少数民族姓氏研究—魏晋南北朝民族姓氏研究—』、長春：吉林文史出版社。

魯礼鹏

2000 「吐魯番阿斯塔那古墓群發掘墓葬登記表」、『新疆文物』2000年第3·4期：215-243。

(2003年1月13日稿了)